

令和3年第1回定例会(令和3年3月10日)

観光建設水道委員会委員長 (市原 隆生 委員長)

去る3月4日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました「議第1号 令和2年度別府市一般会計補正予算(第13号)」関係部分、ほか7件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、「議第1号 令和2年度別府市一般会計補正予算(第13号)」関係部分についてであります。

観光課関係では、新型コロナウイルス感染症の影響により、別府ONSENアカデミアや温泉まつりをはじめとする各事業を中止、縮小したことに伴い、それらの事業費について減額補正しているとの説明がなされました。

委員から、減額している事業のひとつに「広域観光型シェアバイク導入実証事業」があるが、どのような内容を予定していたのかとの質疑に対し、当局から、民間活力開発機構と連携し、阿蘇市、南小国町及び九重町と電動自転車を用いた観光事業を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、延期したとの答弁がなされた次第であります。

次に、産業政策課関係では、国が実施している「小規模事業者持続化補助金事業」の採択を受けた事業者に対し、市が最大15万円を上乗せして助成する制度について、その対象となる事業者が当初の見込みを上回っていることから、当該助成金を追加計上しているとの説明が、またオフィス系企業の誘致促進に係る補助金について、当該補助金の申請件数の実績に合わせ、減額補正している旨の説明がなされました。

委員からの、現在までの企業誘致の件数は何件なのかとの質疑に対し、当局から、企業誘致の件数は、平成29年度及び30年度にそれぞれ1件ずつの計2件であるとの答弁がなされました。

続きまして、都市整備課関係では、各事業の歳入歳出予算について、国からの交付金の額の決定等に伴い、事業費を追加又は減額補正し、また海岸整備に要する経費等については、本市における新型コロナウイルス対策事業に伴い、予算執行を見送ったことから減額補正している旨の説明がなされました。

委員から、海岸整備を行う予定だった具体的な場所はどこなのかとの質疑に対し、当局から、場所は、餅ヶ浜栈橋であり、当該栈橋の維持補修等の工事を行う予定であったとの答弁がなされた次第であります。

その他、関係各課から、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業に係る経費の減額、国及び県の交付金等の額の決定に伴う事業費の減額、入札結果等を反映した決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理、さらには、

工期延長等に伴う繰越明許費などを補正計上しているとの説明がなされました。

次に、「議第3号 令和2年度別府市競輪事業特別会計補正予算(第4号)」では、新型コロナウイルス感染症の影響により、電話、インターネット投票による発売金が増加したことから、歳入において、車券発売金を増額補正し、歳出においても、当該発売金の増加に伴う諸経費を追加計上しているとの説明が、またその他の事業費についても、決算見込みによる減額補正等をしている旨の説明がなされました。

続きまして、「議第6号 令和2年度別府市水道事業会計補正予算(第1号)」についてであります。

当局から、1年間の営業成績を示す収益的収入及び支出からなる当年度純利益は、338万6,000円の見込みであり、投資的経費の財源を示す資本的収入及び支出については、12億3,812万7,000円の不足が生じるが、この不足額については、過年度分損益勘定留保資金や減債積立金などで補てんする予定であるとの説明がなされました。

次に、「議第7号 令和2年度別府市公共下水道事業会計補正予算(第1号)」では、当局から、1年間の営業成績を示す収益的収入及び支出からなる当年度純利益は、マイナス2億8,154万4,000円の見込みであるとの説明がなされた次第であります。

以上、4件の補正予算議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、「議第31号 別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について」であります。

現在、整備を進めている鉄輪地獄地帯公園内に新たに「小倉エリア駐車場」を設置することに伴い、同駐車場及びその使用料について規定するための条例改正であるとの説明がなされました。

次に、「議第32号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」では、所得税法の一部が改正され、「寡婦及び寡夫」の用語が見直されたことに伴い、当該条例に規定する同用語を「ひとり親」に改めるための条例改正であるとの説明がなされました。

続きまして、「議第33号 指定管理者の指定について」であります。

「議第31号」で説明のあった、「小倉エリア駐車場」の指定管理について、株式会社別府鉄輪パークマネジメントに行わせる旨の説明に対し、委員から、当該指定管理者はどのような会社なのかとの質疑がなされ、当局から、当該事業のために設立された、事業者3社からなる特別目的会社であるとの答弁がなされました。

また、別の委員から、指定管理制度の運用については、外部行政運営評価委員会から「指定管理者の内部留保等の残高情報を把握し、過大な超過利益が発

生している場合には、市からのけん制を検討する。」との評価結果が出ていることから、当該駐車場においても、その点留意してほしい旨の要望がなされました。

これに対し、当局からは、指定管理者制度運用ガイドラインにおいても、余剰金に関する規定があるため、指定管理者との協定書に定め、状況に応じて協議していきたいとの答弁がなされた次第であります。

最後に、「議第35号 市道路線の認定及び廃止について」では、道路法の規定に基づき、17本の路線を認定し、3本の路線を廃止することについて、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

以上、2件の条例改正議案及び2件のその他議案の採決におきましては、「議第31号」及び「議第33号」について、一部の委員から、反対する旨の意思表示がなされたものの、賛成多数により原案のとおり可決し、「議第32号」及び「議第35号」については、当局の説明をいずれも了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。